

令和8年度 大型・中型・準中型・けん引自動車免許取得、5t限定準中型自動車免許限定解除に係る助成金の手続きについて

会員事業者の埼玉県内事業所に勤務する従業員が、大型・中型・準中型・けん引自動車免許取得、5t限定準中型自動車免許限定解除の審査に要した費用の一定額について助成をいたします。

1. 主な留意点

- (1) 免許の取得は、埼玉県内に所在する指定自動車教習所での取得に限ります。
- (2) 従業員の住所が県外の場合、その他の書類を求めることがあります。
- (3) 従業員は会員事業者と直接雇用関係のあるものとし、派遣や出向は助成の対象外となります。
- (4) 補助の対象は、会費の滞納がない会員事業者に限ります。
- (5) **8t限定解除のみは、助成対象外**となります。
- (6) 特例教習及び準中型免許(5t限定準中型自動車免許限定解除含む)の申請時には本人確認として、在籍証明書類・運転従事者証明書類を提出いただきます。
- (7) 在職証明書の現住所(営業所へ勤務するにあたり居住する住所)と運転免許証の住所に相違がある場合、運転免許証の住所変更を行わない限り受付不可とします。(道交法第94条に抵触する恐れがあるため) ※免許証を書き換える際に必ず、現住所と免許証住所に相違がないかご確認ください。

2. 助成対象期間

令和8年3月1日～令和9年2月28日迄に免許の取得、及び教習所への支払いが完了するものとします。※令和8年3～8月迄に資格を取得した場合は、3月以前に支払いが終了した分においても助成の対象とします。

※なお期間内であっても予算枠に達した場合は終了いたします。

3. 助成対象範囲及び助成額

自動車免許取得に係る費用の上限は下記のとおりとなります。

(1会員の助成上限は全ト協予算と埼ト協予算合わせて50万円まで)

取得する免許	助成額
大型	教習(税込)費用の1/2、但し上限12万円
中型	教習(税込)費用の1/2、但し上限7万円
特例教習※	上記、大型・中型免許の助成額に対し10万円を上乗せした額
準中型	教習(税込)費用の1/2、但し上限4万円
5t限定解除	教習(税込)費用の1/2、但し上限4万円
けん引	教習(税込)費用の1/2、但し上限4万円
外免切替講習※	受講(税込)費用の1/2、但し上限4万円 【全ト協予算30万円まで】

※外免切替講習については、実施要綱の(定義)第2条をご参照ください。

- ・けん引については、併せて大型を取得した場合、大型取得も助成対象となります。

4. 申請方法

- ・予算取得につき必ず、**事前申請書類**(様式1～)をご提出ください。

受付後、仮決定通知書を送付いたします。(予算がなくなり次第、終了)

- ・免許取得及び支払完了後、**申請書兼実績報告書**(様式2～)を令和9年3月5日までにご提出ください。

※事前申請をされず、予算枠に達した場合、助成を受けることができませんので、ご注意ください。

(取得予定が決まり次第、速やかに事前申請をご提出願います。)

※申請を取下げの場合には、取下げ届(様式3)にて必ずご報告をお願いいたします。

指定教習所へ入校するにあたり、協会員証明の提示を求められた場合には事前に発行いたします。

協会員証明を FAX(048-644-8080)にて送信してください。